

# 平成16年度 三春町人事行政の運営等の状況

三春町職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況についてお知らせいたします。

地方公務員法の一部改正により地方公共団体の人事行政の運営状況等について公表が義務づけられました。これにより、本町では平成17年3月に「三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定、4月に施行しました。

この法改正と条例制定の目的は、前年度の町職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について毎年公表し、その公正性と透明性を高めることとしています。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 平成16年度新規採用の状況

一般行政職	0人
事務職	0人
技術職	0人

### (2) 平成16年度退職者の状況(平成17年3月31日現在)

区 分	定年退職	勸奨退職	その他					合計
			普通退職	分限退職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	1人	1人	2人					4人
技能労務職	2人							2人
合 計	3人	1人	2人					6人

### (3) 部門別職員数の状況(平成16年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数(人)				対 前 年 増 減 数(人)			
		平13	平14	平15	平16	平13	平14	平15	平16
福祉関係を一般行政	議 会	3	3	3	3	0	0	0	0
	総 務	33	29	27	30	1	4	2	3
	税 務	9	9	9	9	2	0	0	0
	労 働	0	0	0	0	0	0	0	0
	農 水	11	9	10	8	0	2	1	2
	商 工	1	3	3	4	0	2	0	1
	土 木	21	17	15	11	4	4	2	4
	小 計	78	70	67	65	5	8	3	2
福祉関係	民 生	54	52	52	46	2	2	0	6
	衛 生	14	17	17	17	1	3	0	0
	小 計	68	69	69	63	1	1	0	6
一般行政計		146	139	136	128	4	7	3	8
特別行政	教 育	43	42	40	37	0	1	2	3
	警 察	0	0	0	0	0	0	0	0
	消 防	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	43	42	40	37	0	1	2	3
公営企業等	病 院	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 道	4	4	3	4	1	0	1	1
	交 通	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道	4	3	4	3	0	1	1	1
	その他	7	8	8	8	2	1	0	0
	小 計	15	15	15	15	1	0	0	0
総 合 計		204	196	191	180	3	8	5	11

部門別職員数には、町長、助役、教育長は含まれません。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (H17.3.31現在)	歳出総額 A	実質収支 (歳入総額-歳出総額)	人件費 B	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成16年度	19,933	6,932,458	291,053	1,364,312	19.7	23.1

人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれます。

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当り給与費 (B/A)	前年度の 1人当り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成16年度	165	592,771	67,645	235,845	896,261	5,432	5,838

職員手当には退職手当は含みません。

### (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成16年4月1日現在)

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢
	円	円	歳	円	円	歳
三春町	327,229	378,795	42.8	270,713	280,180	54.2
国	327,555	381,113	40.2	283,384	323,950	47.9
福島県	353,860		42.0			

平均給与月額とは、給料と職員手当(期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除く。)の合計を職員数で除した金額です。

### (4) 職員の初任給の状況(平成16年4月1日現在)

区 分		三 春 町		国		備 考
		決定初任給	採用2年経過 日給料額	決定初任給	採用2年経過 日給料額	
		円	円	円	円	
一 般 行政職	大学卒	170,700	184,400	170,700	184,400	
	短大卒	148,500	160,200	148,500	160,200	
	高校卒	138,800	148,500	138,800	148,500	
技 能 労務職	高校卒	136,000	145,500	136,000	145,500	労務作業員、調理員、運転士等

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成16年4月1日現在)

区 分		経験年数10年～15年未満	経験年数15年～20年未満	経験年数20年～25年未満
		円	円	円
一 般 行政職	大学卒	280,866	318,300	371,840
	短大卒	237,420	306,166	353,300
	高校卒	229,966	246,000	327,575
技 能 労務職	高校卒		234,700	
	中学卒			239,433

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成16年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務	主事、技師 副主事、副技師	主事、技師 副主事、副技師	主査	主査	主任主査	主幹	課長等 総括主幹	課長等		
職員数	人 0	人 23	人 25	人 27	人 29	人 32	人 9	人 5	人 150	
構成比	% 0.0	% 15.3	% 16.7	% 18.0	% 19.4	% 21.3	% 6.0	% 3.3	% 100.0	
参考	1年前の 構成比	% 0.6	% 14.7	% 13.5	% 19.2	% 21.8	% 21.2	% 5.8	% 3.2	% 100.0
	5年前の 構成比	% 1.8	% 23.5	% 8.8	% 12.5	% 22.9	% 22.9	% 4.1	% 3.5	% 100.0

(7) 昇給期間短縮の状況(各年4月1日現在)

区分		合計	一般行政職	技能労務職
平成 16 年度	職員数 (A)	人 165	人 150	人 15
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 (B)	人 14	人 13	人 1
	比率 (B)/(A)	% 8.5	% 8.7	% 6.7
平成 15 年度	職員数 (A)	人 172	人 156	人 16
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 (B)	人 20	人 20	人 0
	比率 (B)/(A)	% 11.6	% 12.8	% 0.0

(8) 職員期末・勤勉手当及び退職手当の状況(平成16年度)

区分	三春町			国			
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
期末・ 勤勉 手当	6月期支給率	月分 1.40	月分 0.70	月分 2.10	月分 1.40	月分 0.70	月分 2.10
	12月期支給率	月分 1.60	月分 0.70	月分 2.30	月分 1.60	月分 0.70	月分 2.30
	計	月分 3.00	月分 1.40	月分 4.40	月分 3.00	月分 1.40	月分 4.40
	職制上の段階職務の 級等による加算措置	有			有		

区分	三春町		国		
	自己都合退職	勸奨・定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職	
退職 手当	勤続20年支給率	月分 21.0000	月分 28.0875	月分 21.0000	月分 27.3000
	勤続25年支給率	月分 33.7500	月分 43.3350	月分 33.7500	月分 42.1200
	勤続35年支給率	月分 47.5000	月分 60.9900	月分 47.5000	月分 59.2800
	最高限度支給率	月分 60.0000	月分 60.9900	月分 59.2800	月分 59.2800

退職手当の支給率は、福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。また、退職手当の支給率はH17.2.1から国と同じ支給率となっています。

(9) その他の職員手当の状況

扶養手当 (月額)	区 分		三春町	国	
	扶養親族として配偶者、 子等を有する職員	配偶者		13,500円	13,500円
		扶養親族 (扶養しない配偶者を有する場合)	1人目のみ	6,500円	6,500円
		扶養親族 (配偶者なし)	1人目のみ	11,000円	11,000円
		上記以外の扶養親族 (配偶者を除く)	2人目まで、1人当り	6,000円	6,000円
3人目から、1人当り	5,000円		5,000円		

住居手当 (月額)	区 分		三春町	国
	住居の区分	持ち家(世帯主)	新築・購入後5年間	新築・購入後5年間
			3,500円	2,500円
		上記以後の場合	なし	
		2,500円		
	借家・借間(世帯主)	最高支給限度	最高支給限度	
		27,000円	27,000円	
		(家賃9,500円以上の場合)	(家賃12,000円以上の場合)	

通勤手当 (月額)	区 分		三春町	国
	交通手段の区分	公共交通機関利用者 (通勤距離2km以上)	51,000円までは運賃相当額 上記以上は、下記の算式による (運賃額-51,000円) ×1/2+51,000円	最高支給限度 55,000円
自家用車等利用者 (通勤距離2km以上)		通勤距離2Km～80Km 2,200円～43,900円 80Km超43,900円	通勤距離2Km～60Km 2,000円～24,500円 60Km超24,500円	

寒冷地手当 (月額)	区 分		三春町	国	
	支給地域 4級地域	世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円	17,800円
			その他の職員	10,200円	10,200円
		その他の職員	7,360円	7,360円	

支給期間は毎年1月1日から3月までの5か月間です。  
ただし、本町ではH16.11～H19.3の間は支給停止としています。

区 分			
勤務時間外 手当	平成16年度	支給総額	31,412千円
		職員1人当りの支給年額	190千円
	平成15年度	支給総額	33,302千円
		職員1人当りの支給年額	202千円

時間外勤務手当には選挙手当(H16=県知事選、参議院選、H15=町議選、衆議院選)が含まれています。

(10) 特別職の報酬等の状況(平成16年度)

区 分	給料(報酬)月額	期末手当の支給割合
給料	町長	715,000円
	助役	570,000円
	教育長	531,000円
報酬	議長	310,000円
	副議長	246,000円
	議員	224,000円
		6月期 1.60月分 12月期 1.70月分 計 3.30月分

町長、助役、教育長の給料は、10%カットしています。  
なお、平成17年度～平成18年度は、町長20%、助役及び教育長15%カットすることになっています。  
また、議員報酬は、平成17年7月～平成19年9月まで、5%カットすることになっています。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況(平成16年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後0時15分まで及び午後3時から午後3時15分まで	午後0時15分から午後1時まで	土曜日 日曜日

本庁窓口業務については、勤務時間の割振りの変更により、毎週水曜日は午後7時までの勤務としています。また、交流館まほら、図書館及び歴史民俗資料館は土・日閉館、保育所及び幼稚園では延長保育の実施、清掃センターでは第3日曜日の開放のため、上表とは異なる勤務形態をとっています。さらに、平成16年10月より毎週日曜日の午前中(午前8時30分から正午まで)、本庁窓口業務の延長を実施しています。

#### (2) 年次休暇の状況(平成16年1月1日~平成16年12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均取得日時数 B / C	取得率 B / A
7,015日	1,686日	178人	9.5日	24.0%

#### (3) 休暇等の種類(平成16年4月1日現在)

区分	内容	備考
年次有給休暇	1歴年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間	疾病の区分に応じた期間は有給
特別休暇 (主なもの)	産前・産後休暇 出産予定日の6週間前から出産の日まで及び出産の日から8週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間休暇 生後1年未満の子を育てる職員が、必要と認められる授乳等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。1日90分以内	有給
	子の看護休暇 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護する必要があるとき。1年に5日以内	有給
	結婚休暇 職員が結婚するとき。5日以内	有給
	忌引休暇 職員の親族が死亡したとき。 例：配偶者 10日以内 血族父母 7日以内 血族祖父母 3日以内 血族孫 1日以内 血族兄弟姉妹 3日以内 など	有給
	ドナー休暇 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として、検査、入院等が必要であるとき。必要期間	有給
	夏季休暇 夏季における家庭生活の充実のための休暇 3日以内	有給
	父母の祭日休暇 父母の法要等のための休暇 1日以内	有給
	災害又は交通機関の事故等による休暇 事由に応じ、7日以内の期間又は必要と認められる期間	有給
	公民権行使のための休暇 必要と認められる期間 公の職務執行のための休暇 必要と認められる期間	有給 有給
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならないとき。6月を限度として必要と認められる期間	無給

4 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成16年度）

処分の種類		処分者数	内 容
分限処分		0人	分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障等がある場合、職務に必要な適格性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分です。
懲戒処分	免職	0人	懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的にした制裁的な処分で、地方公務員法など又は条例、規則、規定に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合等の際に、職員に対し行われる処分です。
	停職	0人	
	減給	1人	
	戒告	0人	

5 職員のサービスの状況（平成16年度）

地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、次のように職員には様々な義務や制限が課せられています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 （地公法第32条）	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	1人
信用失墜行為の禁止 （地公法第33条）	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 （地公法第34条）	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 （地公法第35条）	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 （地公法第36条）	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止 （地公法第37条）	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等への従事制限 （地公法第38条）	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

6 公平委員会の状況（平成16年度）

(1) 公平委員会の事務の委託

地方公務員法第7条第3項の規定により、町は公平委員会を置くこととされています。ただし、同法第7条第4項の規定では、他の地方公共団体の人事委員会に委託してその事務を処理させることができることとされており、本町では、公平委員会の事務を県の人事委員会に委託しています。また、毎年7月末日までに前年度の業務の状況の報告を県人事委員会から受けることとしています。

(2) 公平委員会の権限

公平委員会の権限は地方公務員法第8条第2項に定められています。その主な内容は次のとおりです。

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ・ 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決又は決定をすること。
- ・ 職員の苦情を処理すること。

(3) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし

不利益処分に関する不服申し立ての状況 該当なし

その他

- ・ 職員団体の登録の状況 登録団体名：自治労三春町職員労働組合、三春町役場職員組合
- ・ 変更登録年月日とその状況 該当なし
- ・ 管理職等の範囲の指定の状況（県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則改正月日） 平成16年5月28日

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(平成16年度実施状況)

研修名	期間	人数	研修先	備考
政策法務講座(基礎コース)	2日間	2人	ふくしま自治研修センター	職場外研修
政策法務講座(応用コース)	2日間	2人	"	"
法制執務講座	3日間	3人	"	"
地方自治法講座	3日間	2人	"	"
社会調査のためのデータ分析講座	2日間	1人	"	"
統計データ活用能力養成講座	2日間	1人	"	"
行政課題セミナー	1日間	3人	"	"
全国城郭研究者セミナー	2日間	1人	東北大学川内キャンパス	"
東北6県管理者研修	4日間	1人	東北自治研修所	"
英語による電話対応研修会	1日間	1人	ジェイムズ英会話郡山校	"
自閉症療養研修	通年	1人	針生ヶ丘病院	"
三春城と仙道の城について	1日間	12人	三春町歴史民俗資料館	職場内研修
計		30人		

職員の資質及び勤務能率の向上を図るため、毎年度研修計画を策定し職員研修を実施しています。

(2) 勤務成績の評定の概要(平成16年度)

・人事考課は該当なし

ただし、本町では、事務事業評価管理表を毎年度作成し、職員自ら事務事業に対する分析と評価を行っています。また、毎年度自己申告を行うとともに、目標管理制度の試行を行い人事管理に役立てています。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成16年度)

(1) 職員の福利厚生状況

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生の計画を樹立し、実施することが義務づけられております。本町では、職員の互助会「三春町職員親和会」において福利厚生事業を行っています。

・三春町職員親和会給付事業の概要

給付事業名称	内容	給付額
結婚祝金給付事業	会員が結婚したとき	30,000円
弔慰金給付事業	会員が死亡したとき	500,000円
	会員の配偶者が死亡したとき	100,000円
	会員又は会員の配偶者の親又は子が死亡したとき	30,000円
退職祝金給付事業	会員が退職するときに勤続年数に応じ給付	2万円～30万円
災害見舞金給付事業	災害により家屋・家財が被害にあったとき	被害の程度により 3万円～10万円
傷病見舞金給付事業	傷病により10日以上勤務に服することができないとき	30,000円
	さらに、90日以上勤務に服することができないとき	30,000円
	会員が流産、死産したとき	30,000円
人間ドック助成事業	会員が人間ドックを利用したとき	限度 50,000円
職場レクリエーション助成事業	会員が職場単位で健康増進のためのレクリエーションを実施したとき(年1回のみ)	会員1人当たり 5,000円
クラブ活動助成事業	会員の健康増進のためのクラブ活動に助成	予算の範囲内
貸付事業	会員の自己啓発、家族の教育、会員及び家族の療養、冠婚葬祭に必要な資金を貸付	限度額 300,000円

・その他の福利厚生

本町では、その他、生活習慣病の定期検診の実施、健康教室の開催、職員互助会への補助等を行っています。

(2) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金福島県支部	3	頸椎捻挫、関節捻挫、骨折等

職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、併せて職員の社会復帰の促進、職員及びその家族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助などの福祉事業を行うことにより、職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、地方公務員災害補償基金が設置されています。